

安全監視委員会について

1. 設置

豊田 PCB 廃棄物処理事業における安全性・環境保全の確保のため、地域住民及び市民が参加した「豊田市 PCB 処理安全監視委員会 (以下「委員会」)」を設置する。

2. 監視事項

委員会は、以下の事項について監視を実施する。

- (1) 処理施設の設計、施工等に関する事項
- (2) 処理施設の運転、安全対策等に関する事項
- (3) 収集運搬及び運行管理に関する事項
- (4) 処理事業全般における安全性及び環境保全に関する事項
- (5) 環境モニタリングに関する事項
- (6) 情報公開に関する事項

3. 委員構成

周辺自治区代表、公募市民、周辺企業代表、学識経験者の委員 13 名で構成する。
(詳しくは委員名簿参照)

『委員』

周辺自治区代表	6 名
公募市民	3 名
周辺企業代表	1 名
学識経験者	3 名

『オブザーバー』

愛知県環境部廃棄物対策課長
豊田市消防本部予防課長

4. 開催頻度

当面、年 3 回程度の開催を予定している。

『H15 年度』

第 1 回	10 月 3 日(金)	これまでの経緯、事業概要、国が「ドライン」の策定状況、収集運搬ルート
第 2 回	11 月下旬～12 月上旬	既存施設の視察 (検討中)
第 3 回	2 月頃	許可手続の状況、収集運搬体制の検討状況、協定内容、処理計画の策定状況など

5. 委員会だよりの発行

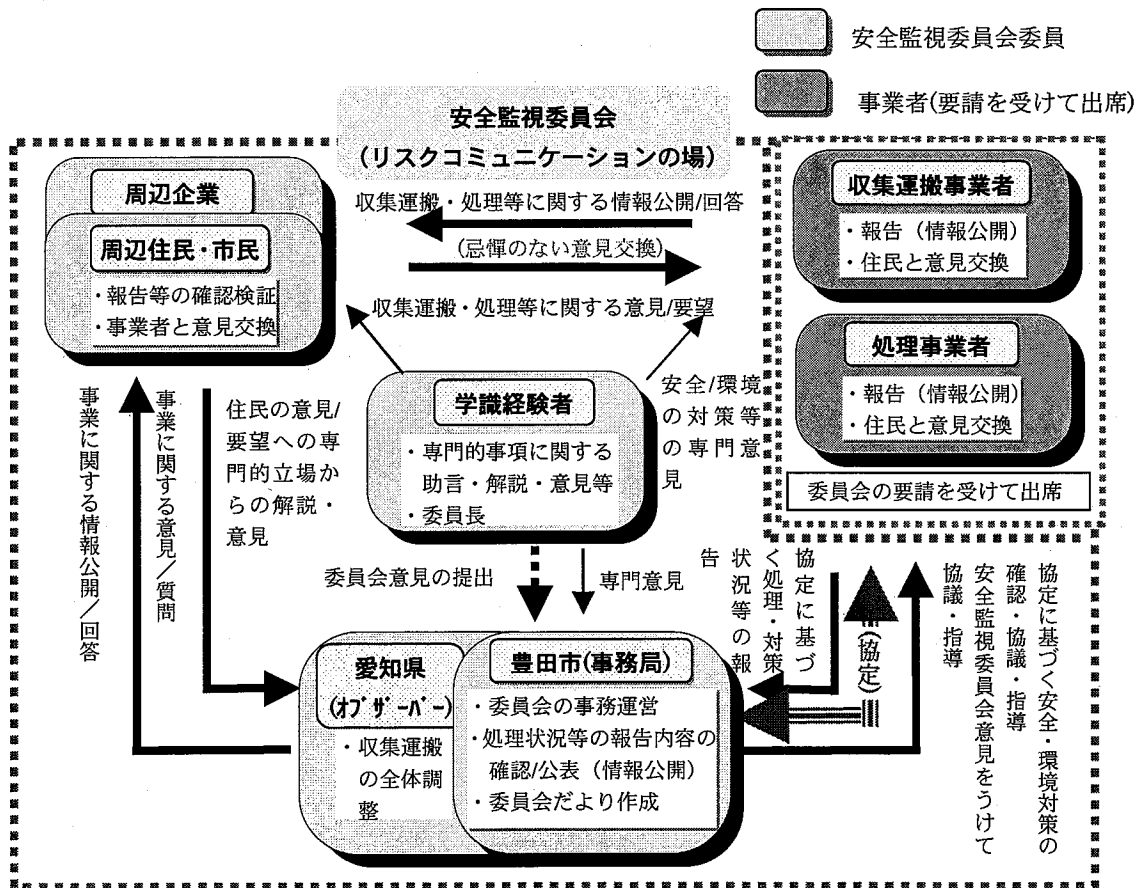
「委員会だより」を発行して、活動内容等を広く紹介していく。

- (1) 関係自治区への回覧の他、交流館、市役所で回覧・配布（部数限定）
- (2) 市ホームページにも掲載

6. 委員会の主な役割

- (1) 環境事業団や収集運搬事業者などから事業の状況等の説明を受け、その内容確認を行いながら事業全体を監視
- (2) 収集運搬事業者・処理事業者と市民との忌憚のない意見交換を実施

《参考》 関係者の関与と事務の流れ



豊田市 PCB 処理安全監視委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市 PCB 処理安全監視委員会（以下「安全監視委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 環境事業団が豊田市において行う、PCB 廃棄物処理施設の設置及び PCB 廃棄物の処理、並びに事業に伴って市と PCB の収集運搬における安全確保に関する協定を締結した収集運搬事業者（以下「収集運搬事業者」という。）により行われる収集運搬について監視するとともに、市民と収集運搬事業者及び環境事業団との間でリスクコミュニケーションを推進するため、安全監視委員会を設置する。

(監視事項等)

第3条 安全監視委員会は、次の各号に掲げる事項について監視等を行う。

- (1) PCB 廃棄物処理施設の設計、施工等に関する事項
 - (2) PCB 廃棄物処理施設の運転、安全対策等に関する事項
 - (3) PCB 廃棄物の収集運搬及び運行管理に関する事項
 - (4) PCB 処理事業全般における安全性及び環境保全に関する事項
 - (5) PCB 処理事業における環境モニタリングに関する事項
 - (6) PCB 処理事業における情報公開に関する事項
 - (7) 前各号に掲げる事項のほか、PCB 処理事業におけるリスクコミュニケーションに関する事項
- 2 収集運搬事業者、環境事業団、愛知県及び豊田市は、安全監視委員会に対し、前項各号に掲げる事項に関して必要な説明を行わなければならない。

(委員)

第4条 安全監視委員会は、周辺自治区の代表、公募市民、周辺企業代表、学識経験者で構成する13名以内の委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 安全監視委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、安全監視委員会を代表し、議事その他の会務を総括する。
- 3 委員会には、委員長が指名する副委員長を1名置くことができる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 安全監視委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

2 安全監視委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(オブザーバー)

第 7 条 安全監視委員会に、オブザーバーを置く。

2 オブザーバーは別表に掲げるものをもって充てる。

(関係人)

第 8 条 安全監視委員会は、必要があると認めるときは、環境事業団、収集運搬事業者、その他関係人の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

(活動状況の公開)

第 9 条 安全監視委員会は、その活動状況に関する情報を市民に対し公開するものとする。

(報告及び立入)

第 10 条 安全監視委員会は、その活動の範囲内において必要があると認めるときは、処理施設等の関係施設の設置者の協力のもとに、第 3 条第 1 項各号に掲げる事項に関し報告を求め、または当該施設の職員の立会いのもと、その施設に立ち入りし、その保有する関係書類等を閲覧し、あるいは施設その他の物件を確認することができる。

(意見)

第 11 条 安全監視委員会は、第 3 条第 1 項各号に掲げる事項に関し、意見を述べることができる。

2 前項の意見は、豊田市に対し、原則として書面により提出するものとする。

3 豊田市は、第 1 項の意見に対し、適切に対応するとともに、その対応した内容について安全監視委員会に報告しなければならない。

(事務局)

第 12 条 安全監視委員会の事務局を、環境部環境保全課内に置く。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

別表(第7条関係)

オブザーバー	愛知県環境部廃棄物対策課長
	豊田市消防本部予防課長